
第5期紀北地域障がい者福祉計画

[令和3年度～令和5年度]

令和3年3月
尾鷲市・紀北町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 障がい者の定義	2
5. 障がい福祉をめぐる動き	3
第2章 紀北地域の障がい者の状況	5
1. 障がい者の状況等	5
(1) 身体障がい者の推移	5
(2) 知的障がい者の状況	6
(3) 精神障がい者の状況	7
2. 障がい者施策に対する課題・要望	8
第3章 計画の基本理念と目標	12
1. 基本理念	12
2. 基本目標	13
3. 重点施策	15
第4章 施策の推進	16
1. 地域での暮らしを支える環境づくり	16
(1) 就労及び雇用の支援	16
(2) 住まいの確保	20
(3) 移動手段の確保	22
2. 地域における自立と途切れのない支援体制づくり	25
(1) 相談支援体制・在宅サービス等の充実	25
(2) 障がい児支援の充実	29
(3) 保健・医療との連携	34
3. 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり	38
(1) 障がいを理由とする差別の解消と障がい理解の促進	38
(2) 権利擁護の推進	40
(3) 防災・防犯対策の推進	42
(4) 住民参画による支え合いの地域づくり	44
(5) 誰もが暮らしやすい環境づくり	46
(6) わかりやすい情報提供	48

（７）社会参加・交流の場の充実	50
第５章 計画の推進体制	53
（１）紀北地域協議会の推進	53
（２）地域における連携体制の強化	53
（３）新たな福祉ニーズへの対応	53
（４）新しい生活様式の実践	53
（５）計画の見直し	54
参考資料	55
１．用語解説	55
２．紀北地域協議会設置要綱	62
３．紀北地域協議会委員名簿	64

■「障がい」の表記について

本計画中では法律、事業、組織等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

尾鷲市と紀北町で構成する紀北地域では、平成11年3月に「紀北地域障害者福祉計画（平成11年度～平成22年度）」を策定し、引き続き「第2期紀北地域障がい者福祉計画（平成23年度～平成26年度）」、「第3期紀北地域障がい者福祉計画（平成27年度～平成29年度）」、「第4期紀北地域障がい者福祉計画（平成30年度～令和2年度）」と計画の見直しを進めてきました。

こうした中、平成28年に障がい者に対する社会的障壁の除去や合理的配慮の提供の考え方が明記された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、平成30年に、国は障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者基本計画（第4次）」を策定しています。

一方この間も、障がい者を取り巻く地域社会は、少子高齢化・人口減少、厳しい経済・雇用情勢、地震・津波などの災害対策、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、多くの課題に直面しています。

こうした国、県の動向や障がい者の状況等も踏まえ、地域における障がい福祉施策の一層の充実を図っていくための指針として「第5期紀北地域障がい者福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障がい者計画」（市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画）であり、尾鷲市、紀北町からなる紀北地域の障がい者施策に関する指針です。

計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」及び県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本に、上位計画にあたる各市町の「総合計画」をはじめ、保健・福祉分野の関連計画との整合性を保つものとしします。

さらに、障がい福祉サービスに関する実施計画として、各市町で策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画と本計画は、互いに補い合う内容として策定・推進していくものとします。

3. 計画の期間

本計画は令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4期紀北地域障がい者福祉計画			第5期紀北地域障がい者福祉計画		
第5期障がい福祉計画（尾鷲市・紀北町）			第6期障がい福祉計画（尾鷲市・紀北町）		
第1期障がい児福祉計画（尾鷲市・紀北町）			第2期障がい児福祉計画（尾鷲市・紀北町）		

4. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

5. 障がい福祉をめぐる動き

わが国の障がい福祉制度は、平成 15 年の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービスを選択し、契約する方式へと大きく転換されました。

平成 18 年には、それまで身体・知的・精神の障がい種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、平成 25 年には「障害者自立支援法」の改正により、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）」が、平成 28 年 4 月に障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障がい者の権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28 年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障がい者の支援の一層の充実が掲げられました。平成 30 年度には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

さらに、平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」の施行、直近では令和 2 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など障がい福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

年	内容
平成18年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21年	障害者制度改革推進会議
平成23年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 （令和元年6月28日）
令和2年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 （令和2年6月19日）

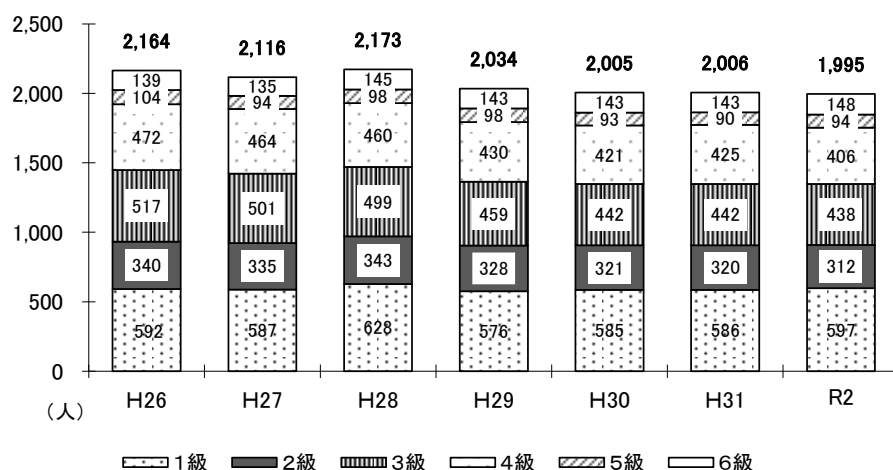
第2章 紀北地域の障がい者の状況

1. 障がい者の状況等

(1) 身体障がい者の推移

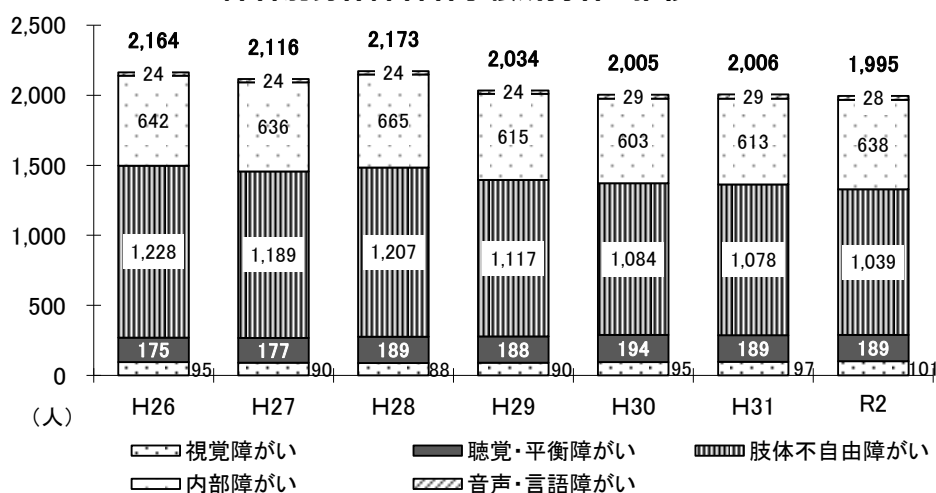
身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成30年以降、おおむね2千人前後で推移しています。等級別では1級が微増傾向にあります。また、障がい別でみると、令和2年では肢体不自由障がい者が1,039人で最も多く、次いで内部障がい者が638人で続きます。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

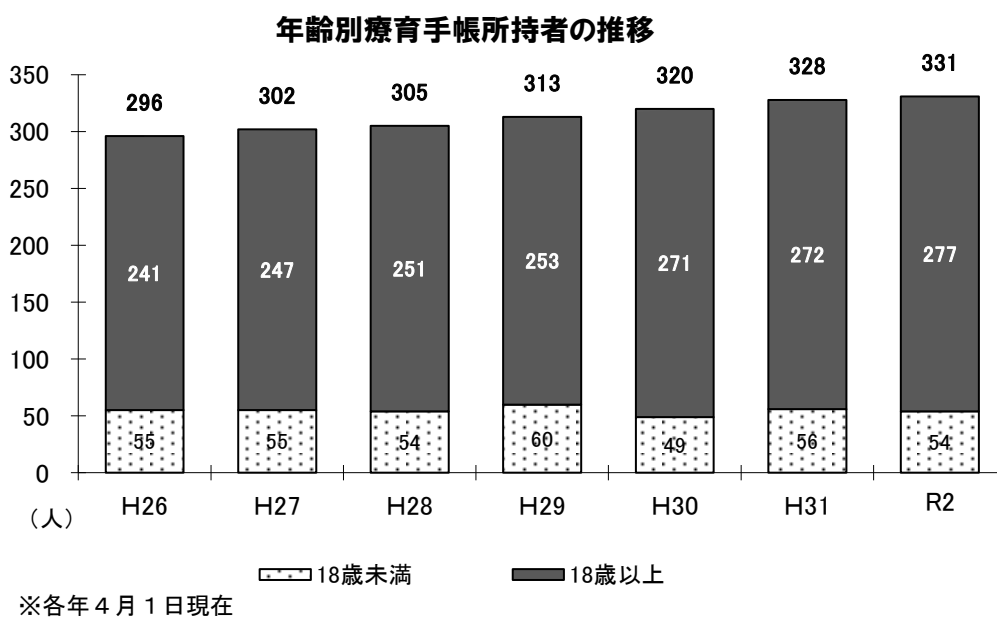
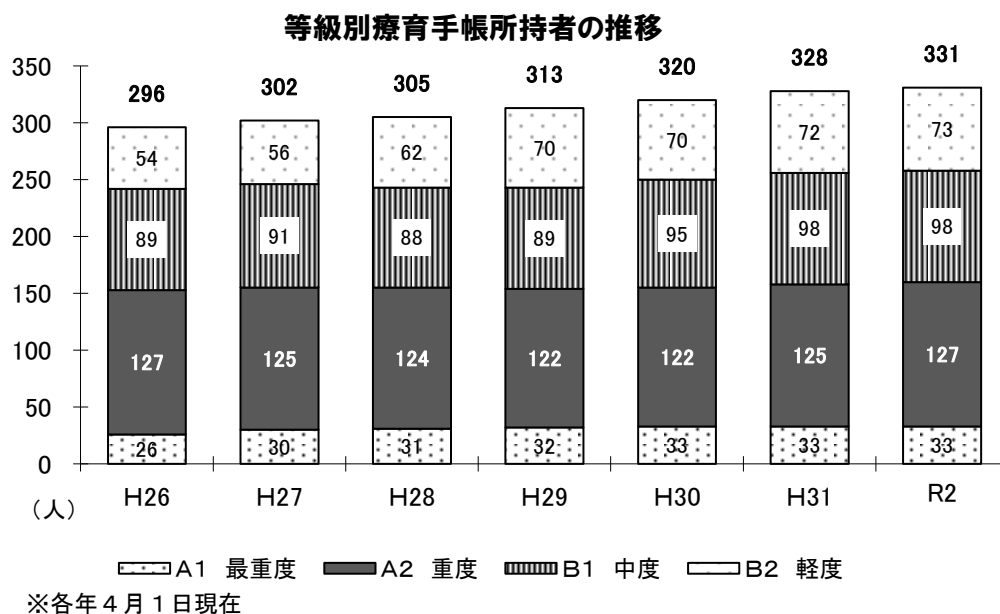
障害別身体障害者手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

(2) 知的障がい者の状況

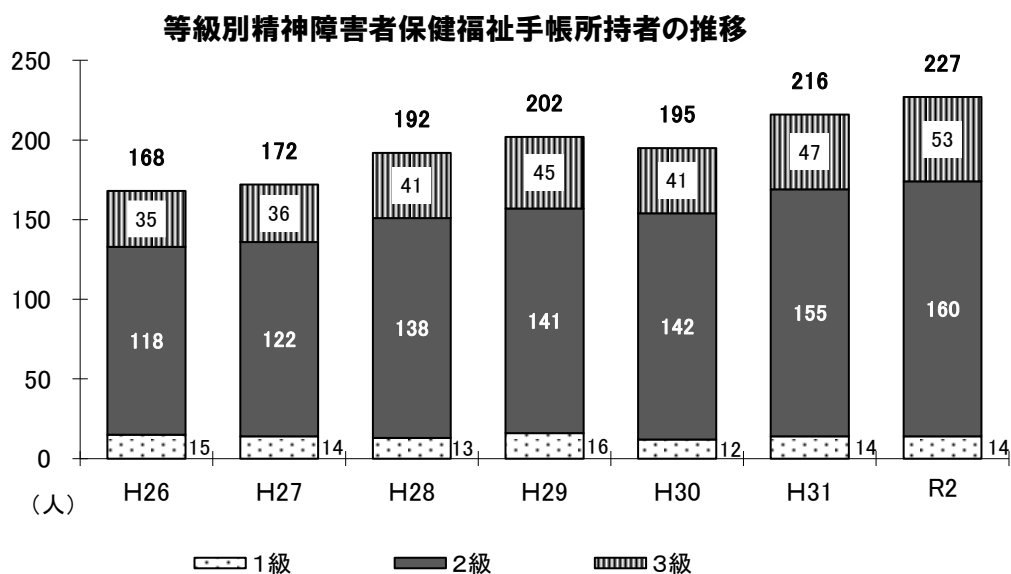
療育手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移し、令和2年では331人となっており、等級別ではA2 重度の方が127人と最も多くなっています。また、年齢別でみると、令和2年では18歳以上が277人、18歳未満が54人となっています。



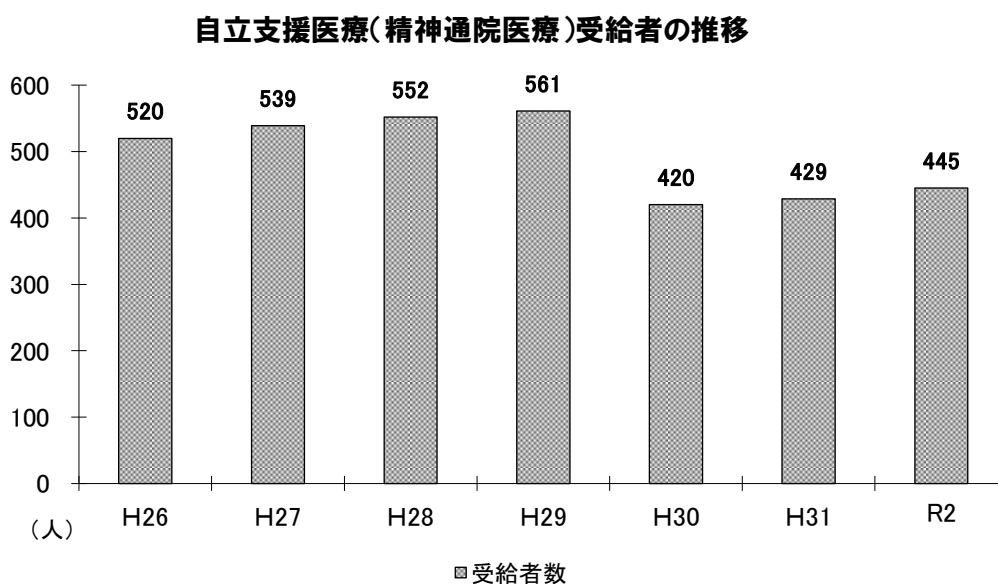
(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移し、令和2年では227人となっており、等級別では2級の方が160人と最も多くなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、平成29年から平成30年にかけて減少していますが、平成30年以降増加傾向で推移し、令和2年では445人となっています。



※各年4月1日現在



※各年4月1日現在

2. 障がい者施策に対する課題・要望

本計画の策定にあたっては、関係団体、関係機関を対象に質問票への回答形式によるヒアリングを実施しました。ヒアリングにおいて、本地域での障がい者施策に関する主な要望等をまとめると以下のとおりとなっています。

①住まいに関する意見

- ・グループホームの整備。
- ・利用者が自分の思いを形にできる生活ができていけるように、住まいの整備が必要。
- ・保護者の高齢化に伴い、グループホームの充実。
- ・高齢化やそれぞれの方の障がい特性に応じた対応ができるグループホーム等の整備。
- ・グループホームの増設（重度対応も含む）、空き家の活用（今後、紀北作業所の利用者で入居希望が増えてくると見込まれる）。
- ・地域で自立した生活が望ましいが、施設が必要な利用者もいることから、安心して生活できる住まいを提供する必要がある。
- ・聴覚障がい者が孤立しないための情報の保障と意思疎通の手立てが必要。
- ・圏域内のグループホーム見学の機会を創出してほしい。

②仕事に関する意見

- ・新しい就労支援継続B型事業所づくり。
- ・職場の確保。
- ・雇用の場が少ない状況はあるが、当事業所では高齢化や病気の進行により体調面でも就労が難しくなっている。
- ・工賃アップできる様な仕事の確保。
- ・企業側、就労先の障がい者に対する理解促進。
- ・就労の実習や見学会の機会（就労支援継続A型・B型事業所）。
- ・就労後のきめ細かなフォロー体制の構築。
- ・事業所間の連携。
- ・作業場としてパン工房、水耕工場、畑農作業などを取り入れ、日中活動を実施しており、地域に戻られたときに経験になれば。
- ・地域的に事業所規模などが要因となり、受け入れ可能な事業所が少ないこと、求人職種も限定されており、マッチングに至らないことが課題。
- ・雇用主の聴覚障がい者への理解と意思疎通支援。
- ・コロナ禍にあえぐ事業所に対して、現在、行政・民間ともに各種支援策を打ち出しているが、そうした事業所への支援が必要。

②仕事に関する意見

- ・ 肢体不自由の方の行き先が十分ではないため、建物のバリアフリー化や通路の広さなどハード面での十分な整備が必要。
- ・ 一般就労や実習について、企業の担当者（指導者）の人材や仕事量の不足等の理由で受け入れが十分でなく、本人の希望や適性に応じた就労先を探すのが大変厳しい状況。
- ・ 障がい者理解の促進や仕事の切り出し、補助金などにより障がい者雇用の枠を広げる取り組みをお願いしたい。

③教育・保育に関する意見

- ・ 療育教室の質の向上、後継者の育成。
- ・ 手先や運動による作業で発達支援。
- ・ 窓口相談体制の充実。
- ・ 発達障がいや子育て一般について、保護者が気軽に相談しやすい体制づくり。
- ・ 児童発達支援センターの整備。
- ・ 子どもの相談体制づくり（すまいる教室などを利用している方はその場で相談することができるが、その後中学生になりサービス利用がなくグレーゾーンといわれる方への相談体制の必要性）。
- ・ 教育・福祉の連携についてどのように実施していくのがよいか（パーソナルファイルの活用方法も含む）。
- ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校などでの特別支援学級担当教諭の学びの機会や情報共有の場の設定
- ・ 指導計画の作成から普段の授業についてのサポートが必要。
- ・ 就学前児童とその家庭環境についての把握の観点から、幼稚園や保育園、小中学校の代表の方も含めた紀北地域協議会の組織化

④在宅福祉サービスに関する意見

- ・ 移動支援が必要な家庭が増えている（保護者の高齢化等、今までのように送迎が厳しい家庭が増えている）。
- ・ 障がい者、保護者の高齢化に伴う介護との連携。
- ・ 介護施設との連携。
- ・ 気軽に相談できる相談先。
- ・ 自宅生活者や保護者が高齢になってきた家庭のためのヘルパー派遣。
- ・ 保護者・利用者の高齢化に伴い、介護サービスとの連携が必要。
- ・ 日常生活自立支援事業、移動支援ヘルパー、相談支援員の活動連携が必要。
- ・ 医療的ケア児の受け入れ事業所の拡充（児童発達支援事業・放課後等デイサービス

など)。

- ・児童のサービスの拡充（児童発達支援事業・放課後等デイサービスなど）。
- ・児童の相談支援体制の確立。
- ・福祉事業所への入所を希望する生徒に対して事業所の定員の空きが少ない。事業所や定員を増やし、希望者全員が安心して日中活動サービスを受けられるよう、市町全体の課題として取り組んでいただきたい。

⑤保健・医療サービスに関する意見

- ・専門医の不足。
- ・通院や服薬の介助。
- ・歯医者等、利用者の方でも気軽に行ける場所があるとよい。
- ・医療専門家と介護福祉分野の密な連携が必要。
- ・医療サービスについて、知的障がい者で入院拒否をされる利用者が複数おり、十分な治療を受けられない場合が多い。
- ・感染症や癌、その他の慢性疾患患者を包摂して医療を受け、福祉サービスを受け、地域社会で生活していける社会の形成（自殺防止につながると考える）。

⑥生活しやすいまちづくりに関する意見

- ・災害時の避難所での対応の困難さ。
- ・相談しやすく、機能しやすい仕組みづくり。
- ・もっとバリアフリーの場所はあってもよい。
- ・買い物しやすい小さなお店が増えてほしい。
- ・障がい者の視点からも、防災やまちづくりに反映されてきていると感じられる。
- ・災害時の避難のタイミングが難しい。
- ・避難先などで生活環境の違いから不安になる障がい者が多い。
- ・事業所における事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定支援を進めることで、地域内の事業継続力向上に努めたい。
- ・日中活動を行う作業所への毎日の送迎が保護者にとって負担になっている。作業所への送迎バス等の移動手段を確保してほしい。

⑦各種社会活動に関する意見

- ・参加しやすい文化・スポーツ活動の充実。
- ・社協での活動等への参加など大変よい機会である。
- ・一般就労の障がい者が余暇活動を行ったり、集まることができる場があるとよい。

⑧その他、ご意見等

- ・ 現在でも様々な理由でサービスの付かない体験宿泊利用を受けざるを得ないケースがある。厳密にはグレー状態だが、必要だと思い運用しているが、法整備を求める。
- ・ 事業所が満員となり、若い人を受け入れることができない状態となっている。高齢者の介護施設との連携が重要と考える。
- ・ 施設利用者の保護者の高齢化対策が必要であり、行政がまとめ役になって上手くやってほしい。
- ・ 児童発達支援センターの整備
- ・ 放課後児童対策（放課後児童クラブ）での障がいの児童の受け入れについて、どのように質の担保、連携を行っているのか教えていただきたい。
- ・ 平成 29 年 4 月に施行された三重県手話言語条例の効果がまだ現れていないと感じる。
- ・ 患者・家族や顕在化している課題への取り組みはされているが、中学生や高校生等への予防的な啓発活動も必要であると思う。
- ・ 障がいを持つ子どもたちが通学する小・中学校教諭への市町等からの情報発信を定期的に行っていく必要がある。
- ・ 関係団体・関係機関を対象としているが、障がい者施策についての課題・要望は、障がい者本人からも意見を聞く必要があるのではないか。
- ・ 障がい児支援の施策が記載されていますが、不登校児の施策が記載されていません。不登校児は福祉の支援の対象外ですか。
- ・ 障害者差別解消法では、合理的配慮の提供は事業者にとっては努力義務、行政にとっては義務です。一般住民には広報、ホームページ、ZTV等での啓発でもいいかもしれませんが、事業者と行政はそれではいけません。事業者には商工会と連携し、研修会や啓発チラシの配布を実施することも有効だと思います。
- ・ 障がい者差別解消に向けて三重県職員対応要領に準じた要領を作成するとともに、紀北町と尾鷲市のホームページで閲覧できるようにし、職員研修を実施する必要があります。また、障害者差別解消支援地域協議会を発足させ、活動状況を公表してください。

第3章 計画の基本理念と目標

1. 基本理念

紀北地域においては、これまでも共生社会の実現を目指して取り組みを進めてきました。こうした共生社会の実現には、障がい者に対する差別を解消するとともに、障がい者の自立や参加を妨げる社会的障壁の除去に社会全体で取り組むことが必要であり、その上で、障がい者があらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限に発揮して、自己実現できるよう支援していくことが求められます。

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

さらに、障害者総合支援法においては、障害者基本法の目的や基本原則を踏まえ、「地域社会における共生の実現」に向けた取り組みが最大のテーマとされており、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会の実現が求められています。

こうした法の理念を踏まえ、本計画では、引き続き「共生社会の実現」に向け、障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って自立でき、社会参加できる機会が保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、共生できる紀北地域づくりを一層推進するため、前計画の趣旨を引き続き、次の基本理念を掲げます。

基本理念

ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり

2. 基本目標

基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 地域での暮らしを支える環境づくり

障がいの有無にかかわらず、その人らしい自立した社会生活の実現を支援するため、就労の場の確保をはじめ、住まいの確保、移動手段の確保など、障がい者が地域で生活できる環境づくりを進めます。

基本目標2 地域における自立と途切れのない支援体制づくり

障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、福祉、保健・医療、教育、就労等の関係機関が連携し、年齢や障がい特性に応じた、途切れのない支援を提供するため、発達支援体制の強化、相談支援体制や福祉サービスの充実を図ります。

基本目標3 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり

日常生活等における障がい者にとっての社会的障壁を取り除き、障がい者が自発的に日常生活や社会的活動を行うことができる地域を実現するため、障がいを理由とする差別の解消と障がいへの理解促進を図るとともに、公共施設等のバリアフリー化、行政、事業者、支援者、障がい者自身もそれぞれの役割の中でお互いに支え合い、助け合いながら生活できる共生社会の実現と権利擁護や防災対策などの推進により、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

第5期紀北地域障がい者福祉計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策項目
ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり	基本目標 1 地域での暮らしを支える環境づくり	1. 就労及び雇用の支援 2. 住まいの確保 3. 移動手段の確保
	基本目標 2 地域における自立と途切れのない支援体制づくり	1. 相談支援・在宅サービス等の充実 2. 障がい児支援の充実 3. 保健・医療との連携
	基本目標 3 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり	1. 障がいを理由とする差別の解消と障がい理解の促進 2. 権利擁護の推進 3. 防災・防犯対策の推進 4. 住民参画による支え合いの地域づくり 5. 誰もが暮らしやすい環境づくり 6. わかりやすい情報提供 7. 社会参加・交流の場の充実

3. 重点施策

本計画においては、障がい者福祉にかかわる３つの基本目標に掲げた施策・事業を計画的に推進していくことが基本となりますが、基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向けて、継続的かつ重点的に取り組む施策を設定し、障がい者施策の充実を図ります。

重点施策１ 雇用・就労、経済的自立の支援

地域における自立した生活を支援するためにも、引き続き、多様な障がいの特性に応じた就労の場の充実を図るとともに、福祉的就労における安定的な受託の確保を図ります。

○福祉的就労の場の確保／○就労サポート・定着支援／○多様な就労形態の創出

重点施策２ 地域生活への移行のための住まいの充実

障がいのある人が住み慣れた地域での生活を続けるために、住環境の整備に向けて、グループホーム等の設置の支援やグループホームの入所者が安心して暮らせる支援体制の充実に努めます。

○グループホームの整備／○地域生活支援拠点整備も含めたグループホームとの連携

重点施策３ 途切れのない障がい児支援の充実

子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばし、健やかな成長を支えていくためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、途切れのない支援を図ります

○児童発達支援センターの整備／○早期発見、早期発達支援システムの充実／○発達支援体制、相談支援体制の充実

第4章 施策の推進

1. 地域での暮らしを支える環境づくり

(1) 就労及び雇用の支援

現状と課題

- ・本地域では福祉的就労の場は増えていますが、一般就労への雇用環境も厳しい状況であるため、一般就労に移行できる能力があっても移行せずに福祉的就労を続けている人が多い状況です。このため、一般就労の場を確保して、適性や能力にあわせて就労移行を支援していくことが必要であり、また、就労後の定着及び生活面での支援が課題となっています。
- ・障がい者支援施設の工賃アップ及び作業量の確保のために、魅力的な商品づくりとともに、販路の拡大が求められ、福祉分野にとどまらず、様々な分野との連携が必要です。
- ・ハローワークと連携し、地元企業や農家、水産業者への雇用開拓や実習開拓を行ってきており、実習を受け入れてくれた企業が実際に働く姿見て雇用につながったケースもあります。障がい者に対するイメージが先行する中、働く姿を見てもらうことは障がい者への理解にもつながっています。
- ・就労移行支援事業所と就労継続支援A型事業所は紀北圏域になく、就労訓練ができる日中活動は就労支援継続B型事業所のみとなっています。このため就労継続支援B型事業でも、施設外での作業訓練、職場実習を取り入れて就労技術の向上のために取り組んでいます。しかし、定員が一杯の事業所もあり、希望する日中活動場所への通所が難しくなっています。
- ・障がい者就業・生活支援センターにおいて、就職された方への職場訪問し、本人・企業の方と面会して定着支援を実施しています。また、障がい者就業・生活支援センター主催で在職者交流会を行い、定着率は9割を超えています。
- ・既存施設については、平成26年度に紀北作業所の増改築、平成28年度にゆめ向井工房の増改築を進めてきました。
- ・行政における優先調達方針により、障がい者就労施設等からの物品調達を優先的に進めています。
- ・精神障がい者の社会参加を目的とした「すずらんサロン」を月2回（紀北町・尾鷲市）で開催しています。

施策の方向

- ・働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、事業者への障がい者の雇用について啓発活動に取り組みます。また、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるよう支援するとともに、就労継続支援B型事業等の工賃の水準が向上する様な体制づくりや支援等を通じて、一般就職が難しい障がい者の福祉的就労の底上げを促進します。
- ・障がい者の生活の安定を図るため、公的支援制度や各種手当について周知に努め、経済的自立を支援します。

主な施策・事業の内容

①就労機会の拡充

施策・事業	取り組み内容
障がい者の雇用に関する啓発	・県や公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、住民や企業等の理解を深めるための啓発活動を推進します。また、就労に関する取り組みを情報収集するとともに、助成制度の活用、税制上の優遇措置などの周知に継続して取り組みます。
他機関との連携	・県やハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、企業等との連携を図り、職業相談及び他機関への調整を実施します。 ・短期的な就労機会も得られるよう、シルバー人材センター等を活用したサービスを検討します。 ・障がい者だけでなく生活困窮者や引きこもりの方なども含めた派遣型人材センター的な就労機会の体制を検討します。
就労訓練事業等の確保	・一般の企業などへの就労を希望する障がい者に対し、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のため、就労移行支援事業所等の日中活動系サービスの場の確保に努めます。 ・圏域で職業評価や就労アセスメントが行える体制を検討します。

②継続的就労への支援

施策・事業	取り組み内容
就労サポート・定着支援	・就労後のフォローアップ等総合的な支援を行うため、障がい者就業・生活支援センターの就労担当、生活担当の各コーディネーターを中心に障がい者総合相談支援センターや特定相談支援事業所との連携強化を図ります。 ・就労定着支援のため、三重障害者職業センターと連携し、職業評価・ジョブコーチによる支援などを行います。 ・障がい分野にとらわれず、生活困窮者支援・高齢者分野との連携を検討します。
他機関との連携	・ハローワークを核として、関係機関の連携による就労支援体制を確立するとともに、障がい者就業・生活支援センターとハローワークとの連携による相談体制を整備し、継続的な就労を支援します。 ・障がい者の身近な地域における雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。
就労準備の充実	・就労準備として、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、三重障害者職業センター等を活用して、障がい者のスムーズな就労を目指します。

③福祉的就労の充実

施策・事業	取り組み内容
福祉的就労の場の確保	・一般就労が困難な人などが福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援などを推進するよう事業所の確保を図ります。 ・一般就労の可能性のある人へ働きかけを行い、利用者の能力に応じて就労につなげる支援体制を確立します。 ・福祉的就労から一般就労希望者の雇用先や新しい就労支援体制を検討します。
通所施設の利用促進	・社会活動の場がない引きこもりがちな在宅の障がい者に対して、医療・福祉関係者が積極的に手を差し伸べ、作業所への通所を促すなどの利用支援の充実に努めます。 ・事業所への送迎について、支援できる制度の検討を図ります。

④福祉的就労に対する支援

施策・事業	取り組み内容
多様な就労形態の創出	・ボランティアの参加や一般企業との協働のもと、社会的事業所や就労体験サロンなど多様な就労形態をつくりだすとともに、地域とのかかわりを深めます。 ・施設間での連携を強化し、人材やノウハウなどの相互活用を促します。 ・福祉分野だけでなく、農林水産業分野とも連携し、福祉的就労の新しいあり方を検討します。
販路拡大・工賃アップ	・優先調達方針の周知に努めるとともに、産業部門とも連携し、地方公共団体による作業所などへの発注を促進するなど、工賃アップと作業量の確保に努めます。 ・一般企業の領域と重ならない分野での新規の製品開発に努めるとともに、販路拡大に取り組み、収益の拡大を図ります。

⑤日中活動の場づくり

施策・事業	取り組み内容
日中活動の場の確保と活動の支援	・事業所に通えない障がい者等の日中活動の場として、様々な人が過ごせるスペースづくりとともに、送迎や支援者へのボランティアの活用、障がい者の短時間の雇用（喫茶等）につなげる方策を検討します。 ・精神障がい者等の方への社会参加を目的とした「すずらんサロン」を開催します。

⑥生活保障に向けた公的支援制度の充実

施策・事業	取り組み内容
各種手当の支給	・障がい者の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、広報などによる周知を図ります。
年金制度など生活の安定支援	・障害基礎年金について、障がい者の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な受給に努めます。
手帳所持者への優遇措置の活用	・障害者手帳所持者が活用できる優遇措置（医療費助成、公共交通の割引など）の周知を行い、生活の安定化を図ります。

(2) 住まいの確保

現状と課題

- ・障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を進めていますが、ニーズに対する需要を満たしているとはいえない状況となっています。
- ・入所者の地域移行が進められていますが、障がい者支援施設への入所支援が必要な人もいます。新たに入所を希望する場合には、地域で支えることができるか、入所後にも地域に移行することはできないか、といった視点を持って支援することが必要です。このため、相談支援体制の強化や在宅での生活を支える福祉サービスの充実が求められます。
- ・住み慣れた地域で生活を送るための住環境整備・充実、バリアフリー化などの取り組みが進んでいない状況にあります。今後も、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備に向けて、取り組む必要があります。
- ・平成30年度に新規グループホームの整備や既存のグループホームの定員増加がありました。
- ・地域生活支援拠点整備も含めて、グループホームとの連携について、拠点部会等で検討する必要があります。
- ・障害者総合支援法による住宅改修費の助成制度により、住宅のバリアフリー化への支援を行っています。

施策の方向

- ・地域における多様な生活のあり方を確保するため、グループホームなどの居住支援サービスの充実に努めます。
- ・障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、生活の基盤となる住環境の確保・充実、ユニバーサルデザイン化などに取り組みます。
- ・障がい者支援施設への入所支援については、地域移行の視点、支援を基本に置きながら、障がいの程度やニーズに応じて、自己決定に基づいた適切な支援を行います。

主な施策・事業の内容

①グループホームの確保

施策・事業	取り組み内容
グループホームの整備	・障がいの程度に応じたグループホームの整備に努めます。 ・地域生活支援拠点整備も含めて、グループホームとの連携について検討します。
グループホームにおける生活支援の充実	・グループホームの入所者が安心して暮らせる支援体制の充実と居住環境の整備に努めます。

②居住支援サービスの充実

施策・事業	取り組み内容
質の高い居住支援サービスの確保	・居住支援事業においては、施設入所者一人ひとりの状況にあった提供を行います。 ・個室化などにより生活の質を高めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮し、意思決定に基づいた入所支援に努めます。
入所施設との連携の強化	・利用者の状況にあわせて施設入所支援が行われるよう、特定相談支援事業所及び入所施設との連携を強化するとともに、年に1度の行政職員等による施設訪問を行い、施設入所者の意思確認、地域移行について検討します。

③公的住宅の確保

施策・事業	取り組み内容
障がい者向け住宅の確保	・障がい者向け住宅を確保するため、障がい者に配慮した住宅改修に向けた検討を行います。 ・空き家の有効活用や公的住宅の設定などにより、経済的で使いやすい住宅の確保策を検討します。
公営住宅のバリアフリー化	・地域生活支援事業の住宅改修費の活用を促し、障がい者に配慮した住宅整備の推進を図ります。

④暮らしやすい住まいへの支援

施策・事業	取り組み内容
住宅のバリアフリー化の促進	・障がい者や高齢者にとって安全で快適な住宅となるよう、介護保険制度や地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」等の制度周知を図り、利用においては適正な審査・支援を行い、住宅のバリアフリー化を促進します。
住宅に関する相談・支	・一般の住宅で暮らす際の住居管理や賃貸契約について、

施策・事業	取り組み内容
援	また、住宅改修と福祉用具を組み合わせた利用の助言など、安全に安心して暮らすための相談支援を行います。 ・民間の賃貸人などに対して、障がい者に対する理解についての啓発に努めるとともに、保証人不在者への対応を検討します。

(3) 移動手段の確保

現状と課題

- ・障がい者が通院や買い物、就労等のため家から外出し、様々な社会的活動を行うため、移動手段の確保が課題となっています。高齢者にとっても同様の課題を抱えており、高齢福祉部門とも連携した取り組みが必要です。
- ・本地域では、紀勢本線をはじめ、路線バスが運行されており、その利便性向上の促進、維持に努めてきたほか、コミュニティバス（尾鷲市：ふれあいバス、4路線、紀北町：いこかバス、2路線）を運行し、身近な移動手段の確保に取り組んできました。
- ・尾鷲市では、コミュニティバスにおいて、障害者手帳の提示により運賃半額となる制度を運用しています。また、尾鷲地区、須賀利地区の車両は、電動補助ステップ及び手すり付きの車両、八鬼山線、ハラソ線はワンステップバスとなっており、利用者の乗降に配慮しています。
- ・紀北町では、きめ細やかな移動手段の確保について、町が運営するドアツードアのデマンド運送「えがお」の実施により、公共交通サービスの補完を図っています。
- ・保護者から、通所の送迎がない事業所での朝夕の送迎ニーズが強くなっています。また、公共交通機関の本数も限られているため、移動支援事業だけでなく、福祉有償運送、介護タクシー等の利用促進が必要となっています。

施策の方向

- ・自家用車等の外出手段を持たない障がい者の行動範囲を拡大し、社会参加を促進するとともに、家族等の負担を軽減するため、ヘルパーの確保など外出支援サービスの充実を図ります。
- ・障がい者や高齢者など交通弱者といわれる人の移動手段を確保するため、安心して利用できる公共交通機関の利便性向上に努めます。

主な施策・事業の内容

①移動支援の充実

施策・事業	取り組み内容
移動支援事業	・外出が困難な障がい者の社会参加を促すため、ヘルパーなどを派遣し、外出の手助けを支援します。 ・ニーズにあわせたサービス提供ができるよう、事業所へ働きかけを行います。
福祉有償運送	・福祉有償運送が利用しやすいものとなるよう、利用者への情報提供に努めるとともに、活用の拡大を図ります。 ・福祉有償運送運営協議会において、運用の必要性や対価の妥当性について協議を行うとともに、実施事業所に対して助言や指導を行います。

②外出のための環境整備

施策・事業	取り組み内容
自動車運転免許取得・改造費助成事業	・制度の周知とともに、自動車改造や運転免許取得に対する助成の充実に努めます。
旅行等の外出機会の確保に向けた支援	・介護が必要な障がい者が他地域へ旅行する場合、目的地において必要となるヘルパーやボランティア等を確保するためのネットワークを整備し、気軽に旅行するための情報ネットワークづくりを検討します。

③公共交通機関の充実

施策・事業	取り組み内容
障がい者に配慮した公共交通機関の整備促進	・鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関に、障がい者や高齢者が安心して利用できるよう、施設、車両などの改善についての要望を行います。 ・コミュニティバスの利便性の向上を図っていきます。 ・路線バスにおけるリフト付バスやノンステップバスの導入、リフト付タクシーの導入を働きかけます。 ・福祉タクシー事業者等と連携して、障がい者や高齢者が安心して外出できるよう移動手段の確保を図ります。

④交通安全施策の推進

施策・事業	取り組み内容
交通安全対策の推進	・視覚障がい者や聴覚障がい者の移動時における安全を確保するため、大きくわかりやすい道路標識・案内の設置や音声誘導装置を設置するなど、交通安全対策を進め

施策・事業	取り組み内容
	ます。 ・尾鷲警察署と協力しながら、「あんしん歩行エリア」の設定地域内における、より一層の交通安全対策を働きかけます。

2. 地域における自立と途切れのない支援体制づくり

(1) 相談支援体制・在宅サービス等の充実

現状と課題

- ・障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で相談ができ、適切な支援につなげていくことが重要です。
- ・今後も、障がい者の増加や、国全体の方針として進められている施設や病院からの地域移行の取り組みなどを背景にして、居宅生活の支援が必要な重度の障がい者は増加すると考えられ、本地域としても障がい者が居宅生活を維持する上で生じるニーズに的確に対応し、支援していく必要があります。
- ・基本的サービスである居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、生活介護（デイサービス）等の居宅支援の量的拡大と、身体、知的、精神、発達、難病のそれぞれの特性に応じた支援が実施されるよう、人材確保も含めた質的な向上に努める必要があります。
- ・地域で自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスだけでなく、様々な地域の社会資源やインフォーマルなサービスを組み合わせるなど、個々の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・サービス利用者全員に計画相談を行うことによって、ニーズの掘り起こしができ、サービス利用が増えています。しかし、サービス提供に向けた地域の事業所の数と人材の確保が課題となっています。
- ・利用者の高齢化が問題となっており、高齢の障がい者をどこまで各事業所が受け入れできるか考え、必要に応じて、介護サービスの移行を検討する仕組みをつくる必要があります。
- ・平成 27 年度から障がい者総合相談支援センター結が基幹型相談支援センターに位置づけられ、相談支援体制の強化を図っており、専門の資格のある相談員がライフステージに応じた相談支援を行っています。
- ・相談支援体制に関して、紀北圏域では、尾鷲市には計画相談支援事業所はありますが、紀北町には計画相談支援事業所がないため、状況を改善していく必要があります。
- ・紀北地域協議会（自立支援協議会）において、部会活動に取り組み、協議を開催してきました。精神科病院・入所施設からの地域移行（こころ部会）、障がい者の一般就労の拡大や新しい就労形態づくり（就労部会）、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制づくり（地域生活支援拠点）を

行っています。

- ・ ころ部会の取り組みの成果として、施設入所中や精神科病院に長期入院中の方でもヘルパーサービスをお試しで利用し、在宅へ戻ったときの支援を体験できる（在宅援護事業）が市町で事業化されました。こうした在宅生活への家族や本人の不安解消に向けた在宅援護事業等の積極的な活用と広報、新たな制度づくりも必要となっています。

施策の方向

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスの整備を促進するとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、障がい者が安心して在宅生活を営むために必要な在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスの充実を図ります。

主な施策・事業の内容

①ニーズに応じた在宅福祉サービスの充実

施策・事業	取り組み内容
訪問系サービス	・ ニーズへの対応がきめ細かくできるよう、居宅での食事や入浴、排せつ等の介護を行う居宅介護や重度訪問介護等のサービスの確保に努め、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活を支援します。 ・ サービス量の確保とともに、特に、重度の障がい者や精神障がい者などの障がいの状態に応じて適切に提供できるよう、質の向上を図ります。また、ホームヘルパーの確保とともに、資質の向上を図るため、県による研修などへの参加を促します。 ・ 緊急時対応可能な短期入所（ショートステイ）の確保について、地域生活支援拠点整備も含めて検討します。
日中活動系サービス	・ 障がい者が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・就労継続支援・療養介護などによる支援を行います。サービスの実施にあたっては、計画相談による適切なアセスメントを行い、利用者の状況に応じたサービスへの円滑な移行を促進するとともに、事業所に対してサービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行います。 ・ 障がい者の高齢化に対応するため、各事業所の受け入れ体制を考慮し、介護サービスへの移行を検討する仕組

施策・事業	取り組み内容
	みづくりを進めます。
日中一時支援事業	・日中一時支援事業の充実を図るとともに、この地域のあり方を検討していきます。 ・児童発達支援センターを含めた放課後等デイサービスの新規設置を検討します。
サービス支援体制の充実	・サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、必要なサービスが提供できるよう、一体的な取り組みに努めます。
介護保険サービスの利用促進	・65歳以上で要介護認定を受けた人には、障がいの特性にあったサービス利用の周知など介護保険サービスの利用促進を図ります。また、40～64歳の人で特定疾病による場合にも介護保険サービスを利用できることについて、啓発を図ります。
地域生活支援事業の推進	・地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定することから、障がい者のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

②みんなで支える地域生活への支援

施策・事業	取り組み内容
地域福祉活動の推進	・障がい者の住み慣れた地域での自立生活を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の協力を得ながら、組織化の促進など支援体制づくりに努めます。
インフォーマルサービスの充実	・障がい者が地域で安心して生活できるように、インフォーマルなサービス（地域住民やボランティアなどが提供するサービス）を含めた様々なサービスが充実するよう、情報提供等に努めます。 ・地域診断を行う中でインフォーマルサービスを発見・把握するとともに、障がい者相談支援部門との連携を深め、サービスの把握に努めます。

③福祉機器等の充実

施策・事業	取り組み内容
日常生活用具給付等事業	・障がいの特性に応じた給付品目の選定に努めるとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。 ・地域内外の業者に働きかけ、一人ひとりに合った機器が提供できる体制整備に努めます。

④相談窓口体制の充実

施策・事業	取り組み内容
専門相談の充実	・障がい者の相談に迅速かつ的確に応じられるよう、障がい者総合相談支援センターにおいて専門相談員による相談支援事業を実施するとともに、両市町の窓口との連携を強化します。
相談支援事業の充実	・結に設置した基幹型相談支援センターの相談支援体制の強化を図ります。 ・相談支援事業を担う人材の育成や事業に関する周知を図ることで、相談支援事業を充実させ、障がい者のそれぞれの課題（ニーズ）に対してともに考え、自ら解決する力を導くことを基本として、地域生活での様々な課題に対応した支援を行います。

⑤総合的、体系的な支援システムづくり

施策・事業	取り組み内容
紀北地域協議会の推進	・適切な相談支援が実現できるよう、紀北地域協議会において、困難事例への対応策や共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワーク構築などの支援を行います。

⑥ソーシャルワークの実践と体制づくり

施策・事業	取り組み内容
ケースワーク、ケアマネジメントによる相談支援の充実	・ケースワーク実践による積み重ねや、ケアマネジメントを効果的に導入することで、相談支援の充実や質の向上に努めます。また、社会福祉制度を実施する活動やソーシャルワークを行います。

(2) 障がい児支援の充実

現状と課題

- ・障がいのある乳幼児は早期から個々の状態に合った発達支援を行うことが大切です。また、乳幼児期から保育所・幼稚園や医療機関などの関係機関と連携し、小学校への就学を見据えた支援が必要です。
- ・障がいのある子どもが住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童・生徒とともに受けることのできる仕組みを構築することが重要です。パーソナルカルテ等を活用し、円滑な支援情報の引き継ぎを行うとともに、一人ひとりに応じた支援を進めるため、発達支援や特別支援教育への専門職の確保が必要です。また、卒業後に向けた効果的な支援が行われるよう、関係機関の連携を強化していくことが求められます。
- ・新生児から乳幼児、児童までの支援体制として、障がい者総合相談支援センターと福祉、教育部局が連携し、発達支援や就学支援などの事業を行っています。
- ・「すまいる教室」や三重県立子ども心身発達医療センターが実施する「地域療育支援事業」を通して、早い段階から障がい児だけでなくその家族間のフォローも行っています。
- ・平成 30 年度に保健師を「CLMと個別の指導計画専任コーチ研修」に派遣し、CLMコーチを取得し、保育士とともに保育園・幼稚園を巡回指導するなど保育体制の向上に努めています。
- ・福祉・保健・教育が連携による発達支援ネットワークである「チームおわせ」が保育園・幼稚園・小学校を巡回訪問し、就学前の支援を就学後につなげる支援を行っています。また、発達や子育てに不安のある保護者に対して、個別の相談支援も行っています。
- ・紀北教育研究所及び三重県立子ども心身発達医療センターが主催する、研修会や実践報告会に参加し、幼稚園教諭の資質向上を図っています。
- ・途切れのない支援を行うため、医師会や保育所・幼稚園などと連携し、5 歳児への健診や巡回指導を行っています。
- ・障がいのある児童・生徒一人ひとりの「パーソナルファイル（カルテ）」、「個別の指導計画」、「個別の支援計画」を作成し、個に応じた適切な支援を行っています。
- ・障がいのある子どもたちが、普通学級で学ぶ機会を確保するため、介助員を配置しています。

- ・紀北地域の保育所、幼稚園、小・中学校、高校から要請を受けて、東紀州くろしお学園おわせ分校から教師が派遣され、助言等が行われています。
- ・障がい児の受け入れ先として、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所があります。また、放課後児童クラブでも障がい児の受け入れを行っています。

施策の方向

- ・児童発達支援センターの整備を検討するとともに、関係機関と連携し、障がいのある子どもそれぞれの障がいの状況に応じた適切な発達支援・相談支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのある児童・生徒の放課後活動について、保育所、放課後児童クラブにおける障がい児保育の推進を図るため、保育士等の確保や専門性の向上に努めます。
- ・児童・生徒の障がいの程度に応じた個別指導の充実や、特別支援学級と通常学級との交流を促進し、より理解し合える教育を目指します。
- ・障がいのある児童・生徒の教育や就学、就労に関する相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに合った支援を行います。

主な施策・事業の内容

①発達支援の推進

施策・事業	取り組み内容
児童発達支援センターの整備	・福祉、保健、教育など一体的な支援を行うため、児童発達支援センターの設置を検討します。
早期発見、早期発達支援システム	・早期発見、早期発達支援システムについては、乳幼児健診から問題を早期に発見し、早期発達支援を開始できるよう紀北医師会における「乳幼児保健検討委員会」での検討や専門医療機関につなぐとともに、その後、就学前教育・保育へとつないでいくシステムの充実を図ります。 ・保育園及び幼稚園において、三重県が開発した支援ツールである「CLM（チェック・リスト in 三重）と個別の指導計画」を活用した発達支援を行います。 ・福祉・保健・教育と連携した発達支援ネットワークを活用した途切れのない支援に努めます。

施策・事業	取り組み内容
発達支援体制、相談支援体制の充実	・障がいの早期発見、早期発達支援に対応するため、母子保健と連携した切れ目ない支援を図るとともに、就学支援委員会、東紀州くろしお学園おわせ分校等の教育機関や医療機関などとの連携を強化し、障がいのある子どもの把握を的確に行い、個々の障がいに応じた発達支援の充実を図ります。 ・保護者が不安を抱え込むことなく早期に相談できるよう、また、就学までの継続的な支援ができるよう、相談支援体制を強化します。 ・通園児に対し、発達状況に応じたプログラムによる支援を行うとともに、指導員の確保に努め、児童発達支援体制を強化します。また、在宅の障がいのある子ども等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、通園児以外に対しても、発達支援・相談支援を行います。

②就学前の保育・教育の充実

施策・事業	取り組み内容
保育所における障がい児保育の推進	・一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況にあわせた保育を推進するとともに、必要に応じて加配保育士を配置するなどの支援体制の充実を図ります。
幼稚園での障がい児保育の推進	・必要に応じて介助員を配置するなど支援体制の整備のもと、障がいのある子どもの受け入れを推進し、充実した生活の支援を継続します。また、小学校への適切な支援情報の引き継ぎができるよう取り組みます。
保育士、教職員への研修機会の充実	・専門家による研修指導を受け、幼稚園教諭の資質の向上に努め、支援を要する幼児へ適切な支援を行います。 ・保育士の専門性の向上や、保育内容の充実のための適切な支援を行います。
関係機関との連携	・児童発達支援体制の充実のために、地域の実情に応じた児童発達支援センターの設置の検討とともに、途切れない支援を目指し、保育所・幼稚園・小学校・中学校、保健・医療・福祉など関係機関の連携を強化します。
就学後に向けた発達支援体制の充実	・途切れない支援を目指し、就学前の成果が就学後に生かせるよう、就学支援委員会など関係機関との連携を強化し、継続的な発達支援体制を推進します。 ・各学校、保育園・幼稚園、関係機関とのネットワークの連携を強化し、就学前から小学校への適切な支援情報の引き継ぎができるよう取り組みます。

③障がいのある児童・生徒の教育の充実

施策・事業	取り組み内容
就学前の指導・相談の充実	・就学支援委員会を中心として各機関と情報の共有を図りながら、保護者の希望と児童・生徒のニーズを考慮しつつ、専門家の助言をもとに一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導が受けられるように努めます。 ・関係機関と連携しながら、保護者の希望に寄り添った児童の支援ができるように努めます。また、乳児期から就学まで途切れのない支援の充実を図ります。 ・今後も保護者の就学に関する悩みや質問を受け止める機会の拡充を図り、教育相談を周知し、関係機関との連携のもと、教育相談の充実を図ります。
特別支援教育の充実	・「パーソナルカルテ」「個別の指導計画」「個別の支援計画」に基づく支援の充実を図ります。 ・通級指導を継続し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。
障がいの状態に応じた学習指導	・今後も多様化する障がいに対応できるよう、スクールカウンセラーや専門機関との連携を図り、教職員研修に取り組みます。
特別支援学校のセンター的役割の充実	・東紀州くろしお学園おわせ分校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を担うことから、地域の保・幼・小・中・高の各学校、園や福祉関係施設、行政機関等との連携を強め、個人情報に配慮しながら情報共有を図ります。 ・紀南地域でセンター的機能を果たす東紀州くろしお学園本校との連携を図ります。
放課後児童クラブへの障がいのある児童の受け入れの確保	・放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童を積極的に受け入れられる体制の整備に努めます。

④教育機会の拡充

施策・事業	取り組み内容
学校の施設・設備の充実	・子どもたちの安全確保のため、障がいのある児童・生徒一人ひとりの状況に応じたバリアフリー化対応を推進します。
教育環境づくり	・必要に応じた介助員の配置や、教材等の購入により支援体制を整備することにより、障がいのある児童・生徒の学びの場を確立します。

施策・事業	取り組み内容
教育相談体制・研修の充実	・三重県教育委員会や関係機関が行う、特別支援教育に関する研修参加を支援し、全教職員へ還流できるようOJTに取り組みます。

⑤学習機会、交流の場の創出

施策・事業	取り組み内容
特別支援学校と地域の学校との交流機会の創出	・東紀州くろしお学園おわせ分校と地域の保・幼・小・中・高等学校との交流機会を積極的に創出します。また、地域の一員として住民の方々と連携しながら、おわせ分校への理解と協力が得られるように努めます。 ・交流活動を継続して実施し、特別支援学級、特別支援学校相互の交流を深めます。
交流の場の充実・拡充	・放課後、休日などに子どもがともに遊び、学び、豊かな人間性を形成する交流の場の充実・拡充を図ります。 ・介助員を配置し、障がいのある子どもたちが、普通学級で学ぶ機会を保障します。 ・放課後等デイサービスの事業所を増やす働きかけを行います。
体験学習の充実	・地域企業などの協力を得て、職場体験学習を継続させていくとともに、体験学習がさらに充実したものとなるよう努めます。

⑥障がいのある児童・生徒の豊かな生活への対応

施策・事業	取り組み内容
卒業後に向けた教育支援の充実	・「個別の移行支援計画」では、地域や関係諸機関との連携を図りながら、児童・生徒の支援を継承する体制を確立するとともに、卒業後の進路選択肢の拡大に向けた取り組みと情報の提供を行います。 ・学校、地域、関係機関と連携して事業所の理解を図るとともに、生徒や保護者の就労等への意識を高め、生徒の特性に応じた進路先を確保できるよう取り組みます。
卒業後の進路等の支援	・学校教育終了後、障がいのある児童・生徒が適切な進路選択ができるよう、相談や指導体制のさらなる充実を図るとともに、関係機関との連携、卒業後の進路の開拓、特別支援学校高等部の進路指導の充実、中学校特別支援学級の現場実習等の推進、職業教育の充実を図ります。

(3) 保健・医療との連携

現状と課題

- ・障がい者が地域でいきいきと暮らしていくためには、個々の状況に応じた健康づくりとともに、安心して医療を受けられることが重要です。また、乳幼児健診等で障がい疑われた子どもに対しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して、必要な知識や情報を提供することが重要です。在宅で生活する障がい者の中でも、訪問看護など医療的ケアを必要とする人は増加し、難病が「障害者総合支援法」における福祉サービスの対象となっていることから、福祉・保健・医療のより一層の連携が求められています。
- ・地域の医療・介護の連携を推進する拠点として、尾鷲総合病院内に「在宅医療介護連携支援センター」を設置しています。センターを拠点として、地域の医療資源を把握するだけでなく、市町と協働しながら医療・介護サービス提供者の連携サポートを行い、情報伝達の仕組みを整備するなど、円滑な連携を図る取り組みを進めています。また、定期的に多職種参加の事例検討会を開催し、「顔の見える関係」の構築に努めています。
- ・本地域では、障がい者に限らず、地域医療体制の充実が大きな課題となっており、在宅医療、救急医療体制の構築が求められています。また、リハビリテーションを希望する障がい者が多い中、通所しながらリハビリテーションが受けられるところは少なく、その充実が求められます。
- ・今後も、障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図るとともに、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。また、障がいのある児童やその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した発達支援体制の充実に努める必要があります。
- ・各種健康づくりや健診等の事業により、障がいにつながる疾病等の早期発見に努めています。
- ・他職種連携リーダー研修を修了した医師を中心とした地域医療体制の確立を目指し、紀北医師会により在宅医療連絡会が立ち上げられ、月に一度学習会や講演会を行っています。
- ・精神保健活動の推進に向けて、こころの相談などを実施するとともに、精神障がい者への訪問看護を進めています。

- ・病院や訪問看護においてリハビリテーションを推進するとともに、人工透析のための通院費を助成しています。

施策の方向

- ・各種健診や健康相談、健康教室の開催等を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいに対する正しい理解を深めます。
- ・障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。
- ・入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。
- ・医療的ケアが必要な重度障がい者に対する支援が確保されるよう、事業所の協力も得ながら、受け入れ体制の充実に努めます。

主な施策・事業の内容

①乳幼児期における早期発見・早期対応

施策・事業	取り組み内容
妊婦健診、乳幼児健診等の実施	・安心・安全な出産の確保や疾病や障がいの早期発見・対応を図るため、妊婦健診、乳幼児健診を実施します。
乳幼児への保健指導の実施	・保護者の育児不安の解消に努め、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、赤ちゃん訪問、健康教育・健康相談・療育指導、母子保健訪問指導、健康診査後の経過観察等の事業を継続します。

②障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期対応

施策・事業	取り組み内容
障がいの原因となる生活習慣病等の予防対策	・人工透析や脳血管疾患によるまひなどは、日常生活に大きな負担をもたらす、生活の質の低下を招くおそれがあるため、原因となる糖尿病や高血圧、慢性腎臓病（CKD）など、生活習慣病の予防や重症化を防ぐための対策に取り組みます。対策の内容としては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査、保健指導などを実施します。具体的には、特定健康診査などにより疾病を早期に発見し、健康教室・健康相談を中心に、各種健康づくり事業を展開しながら、正しい健康知識の普及・啓発に努め、運動や食生活改善などの健

施策・事業	取り組み内容
	康づくりを支援します。
訪問指導の実施	・保健指導が必要な人を対象に訪問指導を実施します。

③地域医療、リハビリテーションの充実

施策・事業	取り組み内容
地域医療体制の確立	・在宅医療介護連携支援センターを中心に、医師会等と協働して医療と介護の連携体制を確立します。また、医療・介護関係者の相互理解を深めるため、多職種の研修会を定期的開催し、意見交換することで、円滑な関係を築くとともに、専門職・事業所間の連携を促進することで、それぞれの専門性を生かした一体的な支援体制の構築を図ります。
自立支援医療の給付	・身体障がい者（児）の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行います。 ・精神障がい者においては、自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。
訪問看護の推進	・訪問看護ステーション等による在宅障がい者に対する訪問看護サービスを促進します。
精神医療の確保	・精神医療の確保に向けて、紀南会尾鷲診療所の診療日の拡充と、精神科訪問看護の実施の拡大に働きかけます。
精神保健活動の推進	・精神障がい者が安心して地域で生活するために、医療機関や各関係機関と連携しながら精神疾患や精神障がいに対する正しい理解の普及・啓発に努めるとともに、ピアカウンセリング事業など支援体制の充実に努めます。 ・うつ予防教室、うつ予防DVD活用事業を実施するとともに、地域住民にうつの正しい知識を普及・啓発し、地域で支援できる体制づくりに努めます。また、かかりつけ医等との連携を図り、うつの早期発見、早期受診が可能な地域づくりを目指します。
在宅での生活を支えるリハビリテーション等の充実	・在宅で療養する障がい者がより安定した生活を送ることができるよう、医療機関と連携し、適切なリハビリテーションが受けられる体制の整備を促進します。 ・高次脳障がいのある方へは三重県身体障害者総合福祉センターと連携し、適切なリハビリテーションが受けられるよう支援します。

④重度障がい者に対する支援

施策・事業	取り組み内容
リハビリテーション等の充実	・医療機関と連携し、適切なリハビリテーションが受けられる体制の整備を促進します。 ・障がいのある児童・生徒のリハビリテーションを確保するため、三重県立子ども心身発達医療センターの協力を得て、発達支援・相談を実施します。
受け入れ可能な施設の確保	・重度障がい者の日中の活動の場の確保に努めます。 ・ショートステイの利用拡大のため、他地域での施設利用や高齢者施設の相互利用も含め、受け入れ先の確保に努めます。

3. 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり

(1) 障がい者を理由とする差別の解消と障がい理解の促進

現状と課題

- ・平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がい者を理由とする差別解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進める必要があります。
- ・障がい者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、すべての人が障がいについて理解し、正しい知識を身につけることで、障がいや障がい者への差別及び偏見のない環境を整えることが重要であり、身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がい者についての理解促進を図ることが求められます。
- ・各学校で人権教育カリキュラムを作成し、福祉や障がい者の人権についての内容を組み入れて学習を進めています。
- ・小中学生への福祉教育活動の中で、障がい者に対する理解を促す授業を行っています。また、車いすを使用した体験や障がい当事者を交えた交流などを通して、様々な体験を行っています。
- ・本地域では、障がいや障がい者への理解や共生社会の理念の普及・啓発、交流活動の推進に努めることで、障がいや障がい者への理解は以前より浸透してきてはいますが、精神障がい、発達障がいなど一般の人には気づきにくい障がいについての理解は十分とはいえない状況にあります。このため、今後も広く地域住民に対して、差別や偏見をなくすための福祉教育をはじめ、様々なメディア・機会を効果的に活用しながら、継続して啓発を進めていく必要があります。

施策の方向

- ・障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者等だけでなく、広く住民に対して障がい者を理由とする差別の解消や合理的配慮の必要性などを啓発します。
- ・福祉教育や交流教育、様々なメディアや機会を効果的に活用しながら、障がいや障がい者に対する理解を深めるための事業を継続して行います。

主な施策・事業の内容

①障がいを理由とする差別の解消

施策・事業	取り組み内容
差別解消に向けた啓発活動の推進	・地域における障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の推進を図るため、広報、ホームページ等を通じて、住民や民間事業者等への啓発を促進します。

②福祉教育の充実

施策・事業	取り組み内容
学校教育の中での福祉教育	・各学校での人権教育や道徳教育を充実させ、障がいに対する正しい知識と理解を深めます。
交流教育の推進	・小・中・高等学校における交流教育を推進し、特別支援学校、特別支援学級との交流を深めます。

③広報・啓発活動

施策・事業	取り組み内容
障がい者に関する理解と啓発	・交流活動の場を積極的に設け、障がい者が地域で明るく暮らせる地域づくりを推進します。 ・障がい者の差別につながる用語や表現の撤廃に向け、啓発活動を推進します。 ・障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、個人だけでなく企業や団体等に対して、あらゆる媒体を活用した正しい知識や情報の普及を進めます。
「障がい者週間」等の周知	・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）について、広報紙や社協だより等で周知を図ります。

④行政サービスなどにおける配慮

施策・事業	取り組み内容
行政サービスにおける合理的配慮の追求	・行政職員が求められる合理的配慮の考え方のもと、業務に取り組めるよう、研修等を実施します。

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

- ・知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をするときに、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。
- ・平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。
- ・判断能力が十分でない障がい者の権利擁護を図るため、社会福祉協議会等とも連携し、成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の適切な利用の促進に努めています。
- ・高齢化社会の進展に伴う、親亡き後の支援も踏まえ、成年後見制度の必要性が高まっていますが、後見人の受け皿不足が課題となっています。このため、地域の中で本人に寄り添った支援を行うことができる市民後見人の養成や法人後見の育成を図る必要があります。

施策の方向

- ・判断能力が十分でないと思われる障がい者が、日常生活や社会生活における意思決定の際に不利益を受けることがないように、本人の自己決定を尊重し意思決定を支援していくための体制の整備を図ります。
- ・家族等の高齢化により、親亡き後の支援が課題となっており、成年後見制度の適切な利用を支援するとともに、後見人の受け皿の拡大に向けた市民後見人の養成や法人後見の育成に取り組みます。

主な施策・事業の内容

①権利擁護体制の充実

施策・事業	取り組み内容
権利擁護に関する相談体制の充実	・市町担当課及び障がい者総合相談支援センターにおいて、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した生活を送れるよう、相談支援事業体制の拡充を図ります。 ・地域においては、民生委員・児童委員、病院、サービス提供事業所、学校、地域包括支援センター等、身近な

施策・事業	取り組み内容
	場所が相談先となっているため、様々な地域の相談窓口との連携を強化し、権利擁護の相談支援体制の充実を図ります。
日常生活自立支援事業の充実	・社会福祉協議会の日常生活自立支援センターとの連携により、成年後見制度利用支援事業や福祉サービス利用援助事業を実施し、権利擁護の体制強化を図るとともに、制度の啓発に努めます。 ・市民後見人の養成や法人後見人の育成に努めます。

②権利擁護に対する広報・啓発活動の推進

施策・事業	取り組み内容
権利擁護についての住民理解の拡大	・障がい者の権利擁護について一般住民の理解と認識を深めるため、幅広く広報・啓発活動を推進します。

(3) 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- ・東日本大震災以降、防災意識は高まっており、避難路などのハード対策、防災訓練などのソフト対策の両面で取り組みが進んでいます。今後は、これまでの取り組みに加え、個々の障がいに対応した対策を取り入れていく必要があります。また、福祉避難所についても順次協定を締結し確保に努めていますが、より一層の確保、整備が必要です。
- ・津波ハザードマップと土砂災害ハザードマップの配布など防災知識の普及や防災訓練などを実施するとともに、事業所等との協定を結び、福祉避難所の確保を図っています。
- ・尾鷲市では、地域の避難ルールを地域住民自らが考える「住民主導型避難体制確立事業」を展開しています。安否確認方法、避難誘導、避難行動要支援者対策など、地域の実情にあわせた避難ルールをそこに住む住民が民生委員、自主防災組織、消防団等と協力し、考えることで、より現実的な防災体制の確立を図っています。
- ・避難所に避難した要配慮者の生活支援のため、避難所内に専用スペースを指定することを「避難所運営マニュアル」に記載し、各地域における検討を行っています。
- ・防災用戸別受信機については、紀北町では、戸別受信機と連動した文字表示機を設置し、放送内容を文字で出力し、情報提供をしています。尾鷲市では、映像、文字、音声により情報伝達が可能なエリアワンセグシステムの戸別受信端末を全戸設置しています。
- ・防犯対策については、警察や自治会、行政等の連携促進により、犯罪被害の防止や早期発見に努めるとともに、情報入手手段の確保に努める必要があります。

施策の方向

- ・災害時避難行動要支援者に関する情報を整備し、災害時における安否確認や、個々の障がいに対応した避難支援体制等の充実に向けた取り組みを進めます。
- ・障がい者を犯罪から守るため、関係機関や地域住民の連携を強化し、防犯体制の充実に努めます。

主な施策・事業の内容

①防災・防犯知識の普及

施策・事業	取り組み内容
防災知識の普及・推進	・災害時の被害が最小になるよう、防災対策講習会などによって、より一層の防災知識の普及と防災意識の向上に努めます。
地域防犯体制等の充実	・警察署、自治会、民生委員・児童委員、防犯協会などの連携により、地域ぐるみで犯罪や事故から障がい者を守る意識の高揚に努めます。 ・エリアワンセグ放送や行政放送番組などを活用した防犯啓発情報の発信を努めます。

②障がい者に配慮した防災体制の確立

施策・事業	取り組み内容
避難誘導体制の確立	・避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難誘導など、地域の助け合いによる避難体制構築のために、災害時の個別支援プランの作成など支援体制の強化を促進します。 ・地域における民生委員・児童委員及び自主防災組織、消防団との連携を強化し、障がい者の状況の把握、及び緊急時における障がい者の安否確認、避難誘導支援体制の確立に努めます。 ・安全な高台へ避難するための、効果的な避難路の整備を進めます。
避難場所の確保	・障がい者に配慮した福祉避難所の確保に努めます。また、既存の避難所についても、誰もが使いやすい施設、備品の設置等を検討していきます。

③通信手段の確保

施策・事業	取り組み内容
エリアワンセグ端末・防災用個別受信機の設置	・視覚障がい者や聴覚障がい者に対して、災害時に有効に機能するエリアワンセグ端末や防災用戸別受信機等の設置に努めます。

(4) 住民参画による支え合いの地域づくり

現状と課題

- ・障がい者の自立と社会参加を実現するためには、ボランティアの役割が重要であり、ボランティアの育成とともに、障がい者及びその家族のニーズを把握し、コーディネートしていくことが必要です。そのため、紀北地域協議会が中心となり、様々な関係機関や団体をつなぎ、連携の強化を図っていくことが求められます。
- ・傾聴ボランティアをはじめとする各種ボランティアの養成講座を開催し、ボランティアの育成につながっています。
- ・紀北地域協議会を開催するとともに、部会を定期的に行い、関係機関とのネットワークの構築、対応策の検討などを行っています。
- ・高齢者支援を中心に、生活支援ボランティアの育成と資源開発のためのプラットフォーム会議を開催しています。また、こうした取り組みをコーディネートできる人材の育成に取り組んでいます。

施策の方向

- ・地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。
- ・紀北地域協議会の機能を活用して、事業所同士や関係機関・団体、そして行政が連携し、ともに障がい者の地域生活の支援について検討できるネットワークの構築を目指します。

主な施策・事業の内容

①ボランティアの育成

施策・事業	取り組み内容
ボランティアの育成に向けた施策の充実	・ボランティア活動やボランティア講座の充実を図り、ボランティアの育成を推進するとともに、講座受講者へのフォローアップ研修等を行います。

②ボランティア活動の支援

施策・事業	取り組み内容
ボランティア団体との連携の強化	・交流会などを開催し、行政とNPO団体やボランティアとの連携・情報交換を図ります。
ボランティアセンター事業の推進	・ニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、サービスの開発やマッチングの支援ができるようコーディネーターの育成に努めます。

(5) 誰もが暮らしやすい環境づくり

現状と課題

- ・障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がい者が安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進することが重要です。
- ・公共施設については、改修等にあわせてバリアフリー化に取り組んできました。また、新設された施設についてはバリアフリーに対応しています。
- ・今後も引き続き、道路や公共施設の改築や更新にあわせて、バリアフリー化を図る必要があります。
- ・公共施設等において、思いやり駐車場スペースを設け、住民モラルの向上を図っています。

施策の方向

- ・障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、生活の基盤となる住環境の確保・充実、ユニバーサルデザイン化などに取り組みます。

主な施策・事業の内容

①ユニバーサルデザインのまちづくり

施策・事業	取り組み内容
公共空間等におけるユニバーサルデザインの推進	・官公庁、学校などの公共施設について、福祉のまちづくりのモデルとなるよう、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に沿って、障がい者や高齢者の利用に配慮した整備を進めます。 ・新規開設の市町道については、ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を行います。

②施設等のバリアフリー化の促進

施策・事業	取り組み内容
公共施設等のバリアフリー化の推進	・既存の公共施設については、随時点検を行い、改善に努めます。 ・歩道等の改修の際には、段差の解消や点字ブロックの設置、歩行者が通行しやすい様な幅の確保等に努めます。 ・歩道への自転車駐輪や、障がい者用駐車スペースへの

施策・事業	取り組み内容
	駐車に対する住民モラルの向上が図られるよう啓発に努めます。
民間建築物等のバリアフリー化の促進	・病院、スーパーマーケット、銀行など、多くの人びとが利用する公共性の高い民間施設については、バリアフリーの視点からの施設点検と改善が進められるよう、事業者への啓発に努めます。

(6) わかりやすい情報提供

現状と課題

- ・視覚、聴覚などに障がいのある人の自立や社会参加を促進するためには、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠であり、意思疎通支援事業の一層の充実が求められています。
- ・担い手となる手話通訳者等が不足しており、手話通訳者等の育成の支援が課題となっています。
- ・広報紙、ホームページ等は、視覚障がい者等にとって利便性が十分とはいえません。
- ・「やまびこの会」が行っている声の広報の発行を支援しているほか、手話通訳を行っている手話サークル「かたつむり」の支援を行っています。

施策の方向

- ・障がい者が自らの選択により社会参加やサービス利用ができるよう、行政情報や各種サービスの情報提供の充実に努めるとともに、障がい者に対する情報保障の観点から、障がい特性に応じた多様な手段で情報提供ができるよう情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ・聴覚障がい者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者等の派遣の充実を図ります。

主な施策・事業の内容

①情報提供・相談体制の充実

施策・事業	取り組み内容
障がい福祉サービス等の情報提供の充実	・広報、ホームページ等の活用とともに、特定相談支援事業所等を通じて、各種障がい福祉サービスの内容やサービス事業所の情報、サービスの利用方法など、情報提供の充実に努めます。
障がい者に配慮した行政窓口づくり	・障がい者が、自らの選択により自ら望む行政サービスが受けられるよう、行政窓口での説明にあたっては、障がい特性に応じて、手話、筆談、わかりやすい言葉使いを用いるなど、障がい者に配慮した窓口づくりを進めます。

②意思疎通支援事業の充実

施策・事業	取り組み内容
意思疎通支援事業の充実	・意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の支援を行います。また、制度の周知を図ります。

(7) 社会参加・交流の場の充実

現状と課題

- ・障がい者の社会参加を促進するためには、障がい者がスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加を通じて地域との交流を図ることが重要です。
- ・障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動へのニーズは高いことから、個々の障がい種別に応じた教室等の開催や、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携し、障がい者が無理なく取り組めるニュースポーツ等の普及が必要となっています。
- ・障がい者の社会参加を促すためには、障がいの特性に応じた情報の提供が必要であり、あわせて参加を手助けするボランティア等の育成が求められます。
- ・イベント開催時に限らず、日中に気軽に集い、障がいの有無にかかわらず交流できる居場所づくりが求められます。
- ・毎週土日に福祉の店に活動スペースを提供し、開店時には、様々な住民が集まり、集いの場となっています。この中から個別の相談や困りごとなどが専門機関へつながり、解決へ結びついている例もあります。
- ・障がい者が集い、交流する場として、ウイークエンドサークルが開催されており、その開催支援を行っています。
- ・障がい者に向けたスポーツ大会を開催し、レクリエーションを中心とした競技により、参加機会を創出しています。

施策の方向

- ・障がい者が積極的に社会活動に参加できるよう、無理なく参加できる学習やスポーツの機会を広く設けるとともに、情報提供に努め、参画機会の拡大を図ります。
- ・障がい者の主体的な余暇活動や社会参加の促進のため、各種障がい者団体やサークル活動、ボランティア活動への支援に努めます。
- ・障がい者が円滑に文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

主な施策・事業の内容

①生涯学習・スポーツの振興

施策・事業	取り組み内容
各種講座等の充実	・障がい者の様々な生涯学習機会が拡充されるよう、障がいの有無にかかわらず参加しやすい講座を開設するとともに、公民館講座や講演会などにおける受け入れ体制の充実に努めます。
生涯学習活動への参加促進	・障がい者が学習する施設の充実に図るとともに、公民館、図書館、文化ホールなど生涯学習のための施設のバリアフリー化を推進します。 ・図書館サービスの充実、点字図書の充実、録音図書等貸し出し、対面朗読サービス実施を検討します。
スポーツ活動の推進	・個々の障がい種別に応じた教室を開催するとともに、高齢者や障がい者が無理なく行うことのできるスポーツを検討し、取り入れを図ります。 ・バリアフリー化を推進し、利用しやすいスポーツ施設を目指します。 ・関係機関の連携を図り、スポーツ推進のためのスポーツ指導員の育成に努めます。
文化祭、作品展への参加促進	・文化祭、作品展、移動展などの開催により、活動の成果を発表できる場をつくります。
レクリエーション活動への参加促進	・啓発活動などを進めるとともにニュースポーツの推進を図り、様々なレクリエーション活動に誰もが気軽に参加できる機会を広げます。 ・障がい者の参加を促すとともに、ボランティアや地域住民との連携を図り、レクリエーション活動への幅広い参加を呼びかけます。

②交流の場づくり

施策・事業	取り組み内容
交流活動の充実	・様々なイベントに参加できる環境整備を促進し、地域社会との交流機会を広げます。 ・新規参加者の発掘に努めるなど、障がい者イベントへの幅広い参加を呼び掛け、地域住民との交流を深めます。 ・地域で開催される行事との共同開催を図るとともに、参加者のニーズを調査し、参加者の増員及び企画内容の工夫に努めます。 ・日中に気軽に集い、交流できる居場所づくりを支援するとともに、情報提供に努めます。

③社会参加への手助け

施策・事業	取り組み内容
社会参加のための情報提供	・ボランティア団体と協働し、「声の広報」の発行や手話などにより、障がい者の社会参加のための情報提供を進めます。また、利用希望者の発掘とともに、支援する側の育成を図ります。 ・障がい者に限定せず、高齢者も含めた幅広い住民への情報提供に努めます。
サークル活動の支援	・仲間意識による活動の活性化を図るため、サークル活動などを支援するとともに、障がい者を含め住民に対し、活動についての啓発に努めます。
活動の活性化	・対象者の実態把握に努めるとともに、指導者やボランティアの確保に努め、活動の活性化を図ります。

第5章 計画の推進体制

(1) 紀北地域協議会の推進

紀北地域協議会は、地域の障がい者の生活を支えるために、相談支援事業をはじめとしたシステムづくりの中核的な役割を果たすとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場であり、障がい当事者や家族、住民代表者、医療機関、福祉事業者、学識経験者、行政職員などにより構成されています。

本計画の推進にあたっては、紀北地域協議会の運営を通じて可能な限り情報共有を図りながら、計画の具体化に向けた協議を行うとともに、紀北地域協議会を構成する部会等の取り組みにより、障がい者の意向に沿った施策の展開を図っていきます。

(2) 地域における連携体制の強化

障がい者をはじめ、障がい者団体・福祉団体・社会福祉協議会などの関係団体、その他の団体・企業、行政機関が一体となって障がい者施策を総合的に推進します。

(3) 新たな福祉ニーズへの対応

新たな福祉ニーズに対応し、計画を実効性のあるものとするために、必要に応じて紀北地域協議会における検討や当事者等との協議により、既存施策の再構築についても視野に入れていきます。

(4) 新しい生活様式の実践

新型コロナウイルス感染症の影響が中長期的に及ぶことが予想される中、本計画での施策・事業を推進する際には、「新たな生活様式」に対応した取り組みを進めます。

(5) 計画の見直し

社会情勢及び国の福祉施策の状況に対応しながら、PDCAサイクルに基づき、実績等を把握し、分析・評価を行い、紀北地域協議会等において意見を聴くことにより、必要がある場合には計画の変更及び事業の見直し等を行います。

参考資料

1. 用語解説

用 語	内 容
あ 行	
アセスメント	一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第1段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
インフォーマルサービス	公的な機関が提供するサービスではなく、地域住民やボランティアなどが提供するサービス。
エリアワンセグシステム	エリアワンセグは地域限定の放送サービスのこと。尾鷲市では音声・文字・映像による防災情報を送信するシステムとして活用している。
か 行	
学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
協働	住民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、ともに取り組むこと。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。

用 語	内 容
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
公共職業安定所	厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障がい者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障がい福祉サービス。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。
市民後見人	親族以外の市民による後見人。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援（Ａ・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。雇用型（Ａ型）と非雇用型（Ｂ型）がある。

用 語	内 容
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障がい福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
障がい者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障がい者週間	「障がい者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
ジョブコーチ （職業適応援助者）	障がい者等が、職場に適応することを容易にするため、事業所に派遣されたりし、職業習慣の確立や同僚への障がい者特性に関する理解の促進を図る者。

用 語	内 容
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障がい福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
た 行	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービス。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障がい福祉サービス。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。

用 語	内 容
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成19年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

用 語	内 容
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。「公共職業安定所」参照。
ピアカウンセリング	障がい者自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。ピア＝仲間の意味。
P D C A（ピーディーシーエー）サイクル	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。
福祉的就労	障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
福祉有償運送事業	移動に制約がある障がい者や高齢者などに対し、非営利法人が行う有償の移送サービス。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、N P O等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。

用 語	内 容
や 行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
リハビリテーション	自己・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う障がい福祉サービス。

2. 紀北地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 尾鷲市と紀北町は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、紀北地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 協議会は次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議を行う。
- (2) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (3) 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営方針を協議し、委託事業者の評価を行う。
- (4) 紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画、紀北町障がい福祉計画策定に必要な検討を行うこと。
- (5) その他、協議会の趣旨に合致する事項についての協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、障がい福祉に関する相談支援員、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、障がい関係団体、学識経験者、関係行政機関等の中から、事務局を担当する首長が委嘱する。
- 3 協議会に特定事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会は部会長が招集し、関係者の出席で会議を開くことができる。ただし、部会長は協議会で報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要であると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員及び関係者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、尾鷲市、紀北町が年度毎に輪番で担当し、庶務を処理するものとする。

2 事務局は協議会の運営に関し必要な事項を協議するため、運営会議を開くことができる。

(変更)

第10条 本要綱を変更する必要がある場合は、尾鷲市、紀北町の同意を得て変更するものとする。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

3. 紀北地域協議会委員名簿

(順不同、敬称略)			
役職	氏 名	団 体 名 等	役 職 等
会長	加藤 康子	紀北医師会	かとう小児科医師
	今西 裕隆	医療法人紀南会 熊野病院	精神保健福祉士
	峪口 まなみ	尾鷲公共職業安定所	統括職業指導官
	中村 公郎	尾鷲保健所	所長
	赤塚 和也	三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	教頭
	中森 將人	尾鷲市社会福祉協議会	事務局長
	倉崎 洋次	紀北町社会福祉協議会	事務局長
	世古 克人	尾鷲商工会議所	事務局長
	東 幸久	みえ熊野古道商工会 海山支所	局長
	西川 恭次	尾鷲市身体障害者互助会	会長
	平野 弘治	紀北町身体障害者互助会	会長
	植松 康樹	紀北作業所	所長
	井土 和久	ゆめ向井工房	所長
	原 善矢	紀北作業所保護者会	会長
	伊藤 徹哉	はあとの会	会長
	福田 一成	手話サークル かたつむり	代表
	加藤 益洋	障がい者支援グループたいき	施設長
副会長	吉田 直文	NPO法人「ひのきの会」	理事長
	宮原 香奈子	NPO法人「あいあい」	理事
	小倉 努	社会福祉法人慈徳会	桃朋園 施設長
	直江 竜一郎	株式会社やきやまふぁーむ	サービス管理責任者
	塩崎 清人	紀北広域連合	事務局長
	内山 洋輔	尾鷲市福祉保健課	課長
	宮地 浩	紀北町福祉保健課	課長
	東地 正幸	紀北地域障がい者総合相談支援センター 結	センター長

第5期紀北地域障がい者福祉計画

[令和3年度～令和5年度]

発 行 尾鷲市、紀北町

発行年月 令和3年3月

尾鷲市福祉保健課

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

電 話 : 0597-23-8203

F A X : 0597-23-8204

紀北町福祉保健課

〒519-3292

三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1

電 話 : 0597-46-3122

F A X : 0597-47-5903
